

2023 年度第一回愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会

(議事概要)

1 開催日時

2023 年 9 月 8 日 (金曜日) 午後 2 時 28 分から午後 3 時 58 分まで

2 開催場所

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁
(名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号)

3 出席者数及び傍聴者数

- (1) 出席者数 30 名
- (2) 傍聴者数 3 名 (他に記者 2 名)

4 協議事項等

【協議事項】

- 1 障害者虐待防止について
 - (1) 2022 年度の障害者虐待の状況 (速報値) について
 - (2) 2023 年度の障害者虐待防止に係る本県の取組
- 2 障害者差別解消推進について
 - (1) 障害者差別に関する相談状況について (愛知県・市町村)
 - (2) 障害者差別に関する相談事例について

【報告事項】

- 1 障害者虐待に係る市町村からの質疑事項等について
- 2 障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイントについて
- 3 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて
- 4 障害者差別解消法に基づく対応要領の策定状況等について

【その他】 情報提供

5 問い合わせ先

福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
電 話 052-954-6294 (ダイヤルイン)
F A X 052-954-6920
メール shogai@pref.aichi.lg.jp

6 概要

【協議事項】 1 (1)

- 資料1の表1「施設従事者」の虐待判断件数について、数え方を説明してください。
- こちらは事案の件数になります。単純に、被虐待者の人数ということではなく、例えば、一人の職員が複数の利用者を虐待していたような場合、被虐待者が3名いたとしても事案としては1件と数えます。
- 資料1の表1「施設従事者」の2022年度の虐待判断件数では、調査中が63件となっています。これは、例年に比べて多い傾向なのでしょうか。また、一般的にいつ頃までに調査中の結果が出るのでしょうか。県としての対応も含めて説明してください。
- 昨年度の調査結果と比較して増加しています。一つの要因としては、「相談・通報・届出件数」が前年度より約90件増加していることがあると考えています。通常、虐待対応は厚生労働省が示す対応の手引き等では、概ね1か月以内で調査・対応することが求められています。市町村に対しては、通報を受理した際に県への第一報をお願いしており、進捗を把握しているところです。
- 市町村実務担当者会議等で市町村担当職員の話を見ると、様々な業務を抱える中で障害者虐待防止の対応に専念できないという話があります。そのことが理由で、調査が長引いたり判断ができなかったりということはあってはなりませんので、実務担当者会議等の機会に県としても意見をしっかりと聞いて、市町村のバックアップをお願いします。
- 資料1の表1「施設従事者」の2022年度の相談・通報・届出件数が増加しているということですが、2020年度との比較では新型コロナウイルス感染症の関係で経済活動等が活発になったことも影響しているかと思いますが、2019年度と比較しても増加しているのでしょうか。
- 施設従事者による障害者虐待の相談・通報・届出件数は、2019年度154件、2018年度158件でした。増加している要因の一つとして、令和3年度の報酬改定により、各事業所で取り組まなければならないことの中に、虐待防止の研修の実施や担当者の配置、委員会の設置等の体制の見直しがあります。これが発表されたのが令和2年度末になりますので、これを受けて各事業所で取り組みを進めていただいた中で、職員や管理者の方々に意識啓発がなされたことがあると考えます。
- 件数の増加をどう見るのか、障害者虐待について世の中に浸透して、結果として通報等が増えているということであればよいと思いますが、一方で虐待行為自体が増えているということであれば、これはよろしくな

いということになると思います。なかなか判断は難しいと思いますが、件数だけではなく可能な限り原因を探るといことも今後、考えていただけるとより良いと思います。

- 施設従事者による虐待において、規模の小さな自治体では、通報の内容から通報者が特定されてしまう恐れがあり、対応に配慮が必要になることがあるという話を聞きました。市町村に対して実務担当者会議等を通じて適切に対応されるよう働きかけをお願いします。
- 資料5 質疑③にも、類似と思われる相談が市町村からありました。事案毎にその状況が異なると思いますので、連携して良い対応ができるように市町村とともに考えていきたいと思います。
- 障害者雇用で働いている障害者が自ら直接、労働基準監督署に就労時間より長く仕事をさせられて給与が支払われなかったり、不当な取扱いを受けたりしたと相談した場合、その職場に指導が入ったりするのでしょうか。
- 労働基準監督署等に直接、障害者の方が職場での取扱い等について相談があり、その中で障害者虐待に係る対応が必要となれば、労働関係法令を所管する担当部署が対応し、必要に応じて事業所に直接立入をすることがあります。使用者による障害者虐待の対応があれば、都道府県に都道府県労働局から事案の通報・情報提供があります。
- 障害者が不動産の遺産を相続できる立場にあるにも関わらず、兄弟が都合の良いように手続きしてしまい、結果的に障害者が生活保護を受けなければならないような状況になったという事例を聞いたことがあります。生活保護担当部署とも適切に連携して対応をお願いします。

【協議事項】 1 (2)

- 刑事罰の対象となるような事案に対する対応について、相談があった時に、県から市町村に対してどのような対応をされていますか。実際、警察に相談が直接入ったもの以外は、刑事罰の対象にはならないのでしょうか。
- 市町村から相談があった際、警察への告発をした方が良いのではないかと考える事案があれば、速やかに警察に相談するよう市町村には助言をしています。告発する場合に必要な事項等は実務担当者会議で共有したこともあり、軽微な虐待事案と安易に判断せずに刑事罰の対象になりうるものがあれば、情報共有しながら対応していくことに努めています。
- 重篤な虐待案件が発生する施設においては、事業を運営している団体・法人の経営者や管理者に意識が薄いところが問題と感ずることがあります。特に管理者向け、管理者と言っても法人の経営者に向けての研修の

実施等をしたり、市町村実務担当者会議でもそういった視点を伝えたりしていただきたいと思います。

→ 資料2に記載の管理者向け研修というのは、できるだけそういった方にもご出席いただき、理解が進むように対応を進めたいと考えております。市町村とも連携しながら取組を進めていきたいと考えております。

【協議事項】 2（1） 意見なし

【協議事項】 2（2） 個人が特定される恐れがあることから非公開

【報告事項】 意見なし

【その他】 意見なし

以 上